

令和3年度

子育て支援員研修 の御案内

地域 みんなで支える
子どもたちの健やかな成長



実施者：栃木県保健福祉部こども政策課 受託者：株式会社TBC福祉教育センター

●「子育て支援員」研修について●

「子育て支援員」って何？

厚生労働省が定めたカリキュラムの「基本研修」及び「専門研修」を修了し、保育や子育て支援分野の事業所に従事する上で必要な知識や技能等を修得したと認められる方のことです。TBC福祉教育センターでは、栃木県から委託を受けて「子育て支援員研修」を実施し、本研修の修了者に、栃木県知事が「子育て支援員」であることの証書を交付します。

なぜ「子育て支援員」が必要なの？

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、小規模保育、家庭的保育等の地域型保育や、地域子ども・子育て支援事業等の担い手となる人材を確保する必要があります。そこで、保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の事業所に従事することを希望する方、また従事している方を対象として、必要な知識や技能等を修得した「子育て支援員」を養成する研修を実施することになりました。

「子育て支援員」になるためには？



どんなコースがあるの…？

● コースの種類と概要 ●

地域保育 コース

「子ども・子育て支援新制度」によって地域型保育として位置付けられた小規模保育や家庭的保育（保育ママ）、事業所内保育、一時預かりの保育従事者等や、ファミリー・サポート・センターで提供会員となる方のためのコースです。

地域子育て 支援コース

地域子育て支援拠点（公共施設等の身近な場所で、子育て中の親子の交流や子育ての相談、子育てに関する情報提供を行う場）に勤務したり、利用者支援事業（子育てひろば等の子育てをしている親子の集まりやすい場所で保護者に必要な支援を実施）に従事する方のためのコースです。

放課後児童 コース

放課後児童クラブ（保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、小学校の余裕教室等で放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する事業）の補助員として、従事する方のためのコースです。

● 研修形態 ●

＜事業内容＞

＜基本研修＞

＜専門研修＞

地域保育 コース

小規模保育事業
（保育従事者）

家庭的保育事業
（家庭的保育補助者）

事業所内保育事業
（保育従事者）

一時預かり事業
（保育従事者）

ファミリー・サポート・センター
（提供会員）

定員 6～19 人の少人数の子どもを対象に、保育所に近い雰囲気の中で、ニーズにきめ細かく対応できる保育を行う事業です。

家庭的保育者の居宅等において、少人数（定員 5 人以下）の子どもを対象に、より家庭的な雰囲気のもとで、ニーズにきめ細かく対応できる保育を行う事業です。

会社等の事業所内の保育施設等で、その会社等の従業員の子どもや地域の子どもの対象に、ニーズにきめ細かく対応できる保育を行う事業です。

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

子育て中の保護者等を会員として、子どもの一時的な預かりの援助を受けることを希望する方に、提供会員がその援助を行う事業です。

地域子育て 支援コース

利用者支援事業・基本型
（専任職員）

利用者支援事業・特定型
（専任職員）

地域子育て支援拠点事業
（専任職員）

子育て家庭のニーズを把握し、様々な情報提供や、相談等の支援を行うと同時に、地域の関係機関との連携や協働の体制づくりを行う事業です。

子育て家庭のニーズを把握し、地域の教育・保育施設の情報提供や、相談等の支援を行う事業です。

公共施設等の身近な場所で、子育てについての相談や情報提供、その他の援助を行ったり、親子の交流の場を設けたりすることで、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。

放課後児童 コース

放課後児童クラブ
（補助員）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

基本研修

8科目
8時間

（共通科目）
12科目
15時間

6科目
6時間
+ 2日

6科目
6時間
+ 2日

4科目
6.5時間

9科目・
（事前学習 8 時間）+
8 時間 + 1 日

5科目・
5.5 時間

6科目・
6 時間

6科目・
9 時間

注) ■ は研修が原則として従事要件となっている事業 ■ は研修の受講が推奨されている事業

よくある質問



誰でも研修は受けられるの？

栃木県内に在住又は在勤(保育や子育て支援分野)等で、保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、県内において保育や子育て支援等の分野で従事することを希望する方が対象となります。

資料請求はできるの？

子育て支援員研修に関するお問合せや、資料請求は、下記まで御連絡ください。

(株)TBC福祉教育センター

子育て支援員研修事務局 担当:津田

TEL:028-651-2171 FAX:028-614-8502

保育士等の資格を持っているが、全ての研修を受けなければならないの？

保育士や社会福祉士の資格をお持ちの方は、基本研修が免除されます。そのほか、幼稚園教諭、看護師、保健師の資格をお持ちの方で、日々子どもと関わる業務に携わっている方も基本研修の免除が可能になる場合があります。

費用はどのくらいかかるの？

研修への参加費用は、**無料**です。ただし、テキスト代、会場への交通費や昼食等は、原則として自己負担となります。

研修修了後の働き先はどう探すの？

働き先については、市町の広報紙等に掲載された求人情報やハローワーク等で御確認ください。

また、とちぎ保育士・保育所支援センターでも相談を受けております。(詳しくは、下記をご覧ください。)

あなたの経験を
活かしてみませんか？

「子育てが一段落して、保育や子育て支援の現場で子育て経験を活かしたいと思っている方」、「保育士の資格を持っていて、今は現場から離れているが、補助的な形で再び保育や子育て支援に関わってみようかと思っている方」をはじめ、自らの子育て経験や職業経験等を持っている地域の皆様の受講をお待ちしております。

保育の仕事をしたい方・興味のある方を応援しています。

とちぎ保育士・保育所支援センター

【実施事業】 ●保育士の仕事についての個別相談 ●就職フェア・復帰支援セミナーの開催 等



〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3F
福) 栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター内
TEL:028-307-4194 FAX:028-623-4963

とちぎ保育士・保育所支援センター 検索



《お問合せ先・お申込み先》

〒321-0963 宇都宮市南大通り2-1-2 TBC 学院ビル7F

(株)TBC福祉教育センター教育事業部
子育て支援員研修事務局

TEL:028-651-2171 FAX:028-614-8502

MAIL: fkc@fkc-fukusi.info

